

子どもの権利条約プロモーター講座

イントロダクション

バージョン 2.0

内容

- 子どもの権利条約とは
- 子どもの権利条約プロモーターとは

第1部 子どもの権利条約とは

子どもの権利条約

子どもの権利条約は、子どもを権利の主体と位置づけ、子どもの権利(人権)を包括的に規定した

1989年 国連総会で決議

1994年 日本、条約を批准し(196ヶ国中)158番目の締約国となる。

子どもの権利条約の骨子

- 1条 「18歳未満の人」を子どもとする
- 2条から41条 個別の子どもの権利(人権)の内容と一般原則及びそれぞれの権利について締約国がなすべき措置(施策)を具体的に詳細に記載
- 42条 締約国には、こどもにもおとなにも権利条約の原則と内容が広く知られるようにする義務がある
- 43条～45条 国連子どもの権利委員会への報告義務
- 46条～54条 参加の手続きなど

締約国の、条約実現義務と 子どもの権利委員会への報告義務

4条 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

44条(1) 締約国は、5年ごとに、子どもの権利委員会に対し、締約国による権利条約の実現状況について報告書を提出する義務がある。

権利条約に書かれた権利の分類

- 1 市民的権利と自由 7, 8, 13-17
- 2 ビュー(気持ち、願い、希望、意見など)を自由に
表明する権利 12
- 3 暴力などを受けない権利 19, 24(3), 25,
28(2), 34, 37(a), 39
- 4 家庭環境の権利 9-11, 18(1)(2), 20,
21, 25, 27(4)

4 生きる権利、発達する権利 6, 18(3), 23,
24, 26, 27(1)―(3), 33

5 学ぶこと、休むことや文化的活動・芸術に親しむ権利 28、
29、31

6 特別な保護を受ける権利 22, 30, 32, 33,
35, 36, 37(b)―(d), 38―40

一般原則に関する4つの条文

[第2条] 締約国は、どの子どもにも、この条約が定める権利を尊重し、その権利を確かに守る(非差別)

[第3条第1項] 締約国が子どもに関して何かをするときは、子どもにとって一番いいことは何かを、まっさきに考えなくてはいけない。(子どもの最善の利益をまっさきに)

[第6条] すべての子どもには、生きる権利があり、締約国は子どもの生存と発達を、全力をあげて確かに守る。(生存と発達)

[第12条] 子どもは、自分に関係がある、あらゆることについて、自分の気持ちや願いを自由に述べる権利があり、子どもの思いや願いは、子どもの年齢や成長 に応じて、十分に尊重される。

日本の状況

日本は締約国になっても、国内法の整備を行わず、なかなか子どもの権利実現のための措置を実行しなかった。

そのため、これまで4回にわたり国連子どもの権利委員会の報告書審査を受けたが、そのたびに子どもの権利条約の実施が不十分であると指摘を受けた。

2016年の児童福祉法の改正

【改正前】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

【改正後】

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されると、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

それでもなお、

子どもの権利委員会の審査(2019年3月)において

子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を
条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよ
う、

強く勧告された。

そこで、2022年にこども基本法を制定するに至った。

こども基本法

2022.6.15 こども基本法 制定

2023.4.1 こども基本法 施行

こどもの定義とこども施策

第2条

1 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。
(子どもの権利条約第41条「子どもの権利をより実現する方がある場合はそれによる。」を参照)

2 この法律において「こども施策」とは、こどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

第1条 目的

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

「憲法・子どもの権利条約にのっとり」

こども基本法は1条に「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と規定している。

「のっとり」とは、則りと書き、あるルールを根拠として従うことをいう。類義語は「依拠する」、「根拠にする」。

こども基本法を正しく実施するには、憲法と子ども
の権利条約を知る必要がある。

憲法に書かれた子どもの権利(人権)

憲法第3章「国民の基本的人権」には「教育を受ける権利」(26条)をのぞき「子どもの権利」への言及はない。

しかし「国民」には、子どもも当然に含まれるから、例えば

- 個人として尊重される(13条)
- 幸福追求の権利(13条)
- 差別されない(14条)
- 内心の自由(19条、20条)、表現の自由(21条)
- 健康で文化的な生活をする権利(25条) など

子どもの権利条約に書かれた 子どもの権利(人権)

子どもの権利条約は、2条から41条で、一般原則、子どもの権利(人権)の内容、それぞれの権利について締約国がなすべき措置(施策)を具体的に明記している。

何が書いてあるか知るには、自分で読んでみるのが大事。

- 子どもの権利条約を英文で読むにはこちら。
- 簡略な訳で読むにはこちら(定者吉人の訳)

こども基本法が定める、こども施策の基本理念

こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。(こども基本法の第3条)

(概略)

- 個人として尊重され、その基本的人権が保障される(第1号)
- 差別的取り扱いの禁止(第1号)
- 生命、生存及び発達に対する権利(第2号)
- こどもの意見表明権とその尊重(第3号、第4号)
- こどもの最善の利益を優先的に(第4号)
- 子どもの養育はできるだけ家庭で(第5号)
- 子育てが喜びと実感できる社会(第6号)

こども基本法3条の1号から4号までに書かれた理念は、子どもの権利委員会が子どもの権利実現のための4原則としているもの。

- ・個人として尊重され、その基本的人権が保障される(1号←憲法の13条に由来)
- ・差別的取り扱いの禁止(1号←憲法14条と子どもの権利条約の2条に由来)
- ・生命、生存及び発達に対する権利(2号←条約の6条に由来)
- ・こどもの意見表明権とその尊重(3号と同4号←条約の12条に由来)
- ・こどもの最善の利益を優先的に(4号←条約の3条に由来)

その他の重要な条文

- 11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)
- 15条(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

こども大綱（こども基本法第9条）

第1項で、政府に対し、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めることを義務付け、

第2項で、大綱には次に掲げる事項を定めるとしている。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない、とされている。(こども基本法第9条第3項)

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策(少子化社会対策大綱)
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項(子供・若者育成支援推進大綱)
- 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号に掲げる事項(子供の貧困対策に関する大綱)

こども大綱の制定

政府は2023年12月22日、この子ども基本法第9条にもとづき、**こども大綱**を定めた。[PDF](#)

このたびの大綱の構成は、以下の通り。

- 第1として作成の経緯(4ページから8ページ)
- 第2として基本的な方針(8ページから14ページ)
- 第3として重要事項(14ページから34ページ)
- 第4として推進するために必要な事項(35ページから44ページ)

現状の大綱は、

子ども基本法の理念＋これまでの3つの大綱（少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱）の寄せ集めで玉石混濁。

ただし、その中にも、子どもの権利条約に書かれた子どもの権利を日本において実現するための手掛かりがある。

特に基本理念の1から4を実現するための記述は重要。

こどもまんなか実行計画2024 6月策定

(105ページ)

条約を踏まえた国内施策の実施等

国内施策の実施に当たっては、こどもの権利条約を遵守し、児童の権利委員会の総括所見についても関係省庁で連携し必要な検討を行うとともに、こども家庭審議会基本政策部会においても、調査審議を行う。

こども家庭庁のホームページにおいて、こども・若者、子育て当事者等の理解に資するよう留意しつつ、総括所見及び一般的意見を掲載するなどの必要な情報発信を行う。

【こども家庭庁、外務省、関係省庁】

こども基本法とこども大綱

こども基本法

2022年6月制定
2023年4月施行

こども大綱

2023年12月策定



こどもまんなか 実行計画2024

2024年6月策定

子どもの権利条例

地方自治体の議会が条例という法形式で子どもの権利について定めたもの。
2024年5月現在、日本全国で総合型の条例は69があるといわれている。
内容はさまざま。

参考：RILGのホームページの「[子どもの権利に関する条例](#)」より

一般的な子どもの権利条例の構成

- **前文** : 条例制定の背景や目的、基本理念を述べる。
- **総則** : 用語の定義や基本的な考え方を示す。
- **子どもの権利** : 具体的な権利内容を列挙し、その保障を明記する。
- **権利の保障と施策** : 家庭、学校、地域社会などにおける権利保障の方法や施策を定める。
- **子どもの参加** : 子どもの意見表明や意思決定への参加を促進する仕組みを規定する。
- **条例に基づく子ども施策の計画策定**
- **施策の推進と検証** : 条例の実施状況を評価し、必要に応じて見直す仕組みを設ける。
- **救済措置** : 権利侵害があった場合の救済手段や相談窓口について定める。

第2部 子どもの権利条約プロモーターとは

子どもの権利条約プロモーター(CRCPro)とは

地域社会で子どもの権利条約を広めるために活動するひとを**子どもの権利条約(CRC)プロモーター(CRCPro)**と呼びます。

子どもの権利条約プロモーター は、子どもの権利条約を学び、条約に書かれた原則や子どもの権利を子どもにもおとなにも広め、子どもの権利条約が地域社会のあらゆる場面で実現されるよう、取り組みます。

子どもの権利条約プロモーターの特色

- **明確な目標: 子どもの権利条約の普及と実現という明確な目標** を持ち、活動を行う。
- **子どもの権利条約につき専門的な知識** を持つ: CRCプロモーターは、子どもの権利条約に関する深い知識を持ち、条約の内容を正確に伝えることができる。
- **さまざまな手段・方法による、具体的な活動** : 子どもの権利条約を広めるためのイベントの企画・実施や広報など、様々な手段、方法により、子どもの権利条約を広める。
- **多岐にわたる活動分野: 社会のさまざまな分野で** それぞれの立場や技術、専門性を活かして活動する。

① 現実には、子どもの権利の内容は、言う人によって違います。特に大人は子どもの権利を小さく捉えがちで、その結果、子どもの権利条約とは異なる、独自の内容の権利に変えてしまいます。子どもの権利とは子どもの権利条約に書かれた「子どもの権利」でなければならないことを明らかにするため、「子どもの権利プロモーター」ではなく、あえて「子どもの権利条約プロモーター」と呼ぶことにしました。

② 自分に子どもの権利条約プロモーターだと思ふ人は誰でも、子どもの権利条約プロモーターを名乗ることができます(逆に、講座を受講し、修了認定を受けた場合でも、それにふさわしい能力を持っていると保証するわけではありません)。

子どもの権利条約プロモーターの活動

- **子どもの権利条約の条文に基づき、子どもの権利条約の4つの一般原則と個別の権利** を子どもにもおとなにも広める。
- **地域社会で、様々な立場の人に、子どもの権利条約に関するワークショップやセミナー、キャンペーンを行い、子どもの権利に関する社会的な意識を高める。**
- **子どもの権利が侵害されていないか、監視し、連携して権利侵害の発生を未然に防ぐ。**
- **子どもの権利実現のための施策の実施を提唱し、その裏付けとなる法律や条例の制定をめざして 取り組む。**

子どもの権利条約プロモーター講座とは

子どもの権利条約プロモーター講座は、Zoomにより、子どもの権利条約プロモーターの活動に役に立つ知識やスキルを提供します。

どなたでも受講できます。子ども(中学生以上)向けの講座も検討中です。

子どもの参加を歓迎します

当事者である子どもこそ、子どもの権利条約プロモーターに
なってほしい。

講座に参加して子どもの権利条約を学び、自分の置かれた状況を変えるため自ら声をあげてほしい。

子どもの権利条約プロモーター講座の構成 1

○ **イントロダクション**（1回）

○ **入門コース**（説明2回）

子どもの権利条約の基本を学び、子どもの権利条約プロモーターの役割を知る

受講資格：イントロダクションの受講

○ **基礎コース**（説明5回とまとめ1回）

子どもの権利条約の基本原則と個別の権利を詳しく知る

受講資格：入門コースの受講

子どもの権利条約プロモーター講座の構成 2

- **子どもの権利条例コース**（説明4回とまとめ1回）

子どもの権利条例を作るための知識と方法を知る

受講資格：入門コースの受講と修了

- **発展コース**（検討中）（説明5回とまとめ1回）

子どもの権利条約を実現するための知識とスキル

受講資格：基礎コースまたは条例コースの受講と修了

学びの進め方

- イン트로ダクションは1時間30分。各コースは1回2時間。
- 各コースでは説明のあと、ブレイクアウト(グループワーク)と質疑応答、情報交換、意見交換を行う。
- 各コースでは受講者は受講後レポートを提出し、全ての説明終了後に修了レポートを提出する。主として修了レポートをもとに、修了認定を行う。

プロモーター講座の詳細

それぞれのコースの詳しい説明とカリキュラムはホームページをご覧ください。

[こちら](#)です。